一般財団法人　旭川市勤労者共済センター業務方法書

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　一般財団法人旭川市勤労者共済センター（以下「センター」という。）の業務は、定款に定めるもののほか、この業務方法書の規定によって実施するものとする。

（定義）

第２条　この方法書において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業　中小企業基本法第２条第１項の定義による。

（２）　勤労者　賃金を受けて、前項の規定で常時雇用されている従業員をいう。

第２章　会　　員

（会員の資格）

第３条　会員となることのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

（１）　市内の事業所に勤務する中小企業の勤労者及びその事業主

（２）　市内に居住し、市外に事業所を有する中小企業の事業主及び勤労者

（３）　その他理事長が特に必要と認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、会員になることはできない。

（１）　加入時において、年齢が満１５歳未満の者

（２）　加入時において、１４日以上の休業、安静加療をしている者

（３）　季節的業務又は臨時に短期雇用されている者

（４）　第７条により会員資格を取り消された者

（５）　その他理事長が不適当と認めた者

（入会手続）

第４条　入会は事業所単位とし、加入代表者を定め、入会届を理事長に提出し、その認証を受けなければならない。

（資格の取得）

第５条　会員の資格は、入会を認証された日の翌月の初日に取得するものとする。

（退会）

第６条　加入代表者は、会員が退会しようとする場合、会員証を添えて理事長に退会届を提出しなければならない。

２　会員の資格は前項の退会届提出があった月の末日までとする。

（資格の取消）

第７条　理事長は、会員が次ぎに掲げる事実が認められたときは、会員の資格を取り消すことができるものとする。

（１）　センターの業務を妨げる行為をしたとき。

（２）　センターの寄付行為及びこの方法書の規定に違反し、又は信用を傷つける行為をしたとき。

（３）　会費を３ヶ月以上滞納したとき。

（権利の喪失及び業務の履行）

第８条　第６条の規定により退会した者及びその加入代表者並びに前条の規定により会員資格を取り消された者及びその加入代表者は、センターに対する一切の業務を履行しなければならない。

（資格の継続）

第９条　第６条の規定により退会した者が再加入の申し込みをした場合であって、理事長が特に認めたときは、会員の資格を継続させることができる。

第３章　会　　費

（会費）

第１０条　会費は会員一人につき月額６００円とし、そのうち３６０円を共済掛金とする。

２　会費はセンターが指定する金融機関に納入するものとし、その方法は別に定める。

３　既納の会費は返還しない。

第４章　事　　業

（給付事業）

第１１条　センターは、会員に対し次ぎに掲げる給付事業を行うものとする。ただし、会員の死亡による弔慰金については、遺族に対して行うものとする。

（１）　成人祝金

（２）　結婚祝金

（３）　出産祝金

（４）　小学校入学祝金

（５）　中学校卒業祝金

（６）　銀婚祝金

（７）　還暦祝金

（８） 傷病見舞金
（９） 死亡弔慰金
（１０）退職餞別金
２　前項の給付の細目は、別表１のとおりとする。
（福利厚生事業）
第１２条　センターは、会員に対し次ぎに掲げる福利厚生事業を行うものとする。
（１） 健康維持増進事業
（２） 自己啓発・余暇活動事業
（３） 在職中の生活の安定に関わる事業
（４） 前各号に定めるもののほか、福利厚生に関し必要な事業

（受益者）
第１３条　会員は、資格取得の日から資格喪失の日まで、センターが行う事業による利益を受けるものとする。

（受益の制限）
第１４条　理事長は、加入代表者が第１０条第１項に規定する会費の納入を怠ったときは、会費を完納するまでの間、センター事業による会員の受益を制限することができる。

第５章　雑　　則

（委任）
第１５条　この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　　則
１　この業務方法書は、法人設立許可のあった日から施行する。
２　センター発足の日に旭川市勤労者共済会の会員であったものはセンターの会員とする。
３　この業務方法書は、平成２２年４月１日から一部改正し施行する。
（第１０条会費規定、第１１条給付事業規定及び第１１条関係の別表）
（会費規定を月額６００円に改正、結婚祝金給付額の改正、成人祝金新設、中学校入学祝金及び真珠婚祝金の廃止、本人死亡のうち交通事故死亡及び事故死亡を廃止、本人死亡に集約弔慰金規定を改正、交通障害及び住宅災害給付廃止、傷病給付の１４日、６０日を廃止３０日に集約改正）
４　この業務方法書は、平成２４年４月１日から一部改正し施行する。
（第１１条及び第１１条関係の別表）
（中学校卒業祝金規定の新設）

５　この業務方法書は、平成２５年１月１８日から一部改正し施行する。

６　この業務方法書は、平成２７年４月１日から一部改正し施行する。

第１０条

会費

「そのうち３６５円を」を「そのうち３６０円を」に改正。

７　この業務方法書は、平成３０年４月１日から一部改正し施行する。

第３章

会員の資格

第３条第２項第１号

「及び満６５歳以上の者」を削除。